

平成20年 No.25

東京学芸大学教育学部運営規程及び東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程

制定理由

平成20年度の大学院教育学研究科の改組及び教職大学院の講座を総合教育科学系教授会に位置付けるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成20年4月2日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部運営規程及び東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年4月3日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第28号

東京学芸大学教育学部運営規程及び東京学芸大学教授会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）及び東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：平成20年度の大学院教育学研究科の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
[省略] (学系長) 第4条 1～3 [省略] 4 各学系長は、次のとおり大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては、コース。この項において「専攻等」という。）を所管し、専攻等を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。 (1) 総合教育科学系長 <u>教育実践創成専攻</u>、学校教育専攻、学校心理専攻、特別支援教育専攻、家政教育専攻及び総合教育開発専攻（生涯教育<u>コース</u>） (2) 人文社会科学系長 国語教育専攻、英語教育専攻、社会科教育専攻及び総合教育開発専攻（国際理解教育コース） (3) 自然科学系長 数学教育専攻、理科教育専攻、技術教育専攻及び総合教育開発専攻（情報教育コース、環境教育コース） (4) 芸術・スポーツ科学系長 音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、養護教育専攻及び総合教育開発専攻（表現教育コース） [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年4月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</u>	[省略] (学系長) 第4条 1～3 [省略] 4 各学系長は、次のとおり大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては、コース又はサブコース。この項において「専攻等」という。）を所管し、専攻等を構成する構成員の教育上の職務行為を統括する。 (1) 総合教育科学系長 学校教育専攻、学校心理専攻、特別支援教育専攻、家政教育専攻及び総合教育開発専攻（生涯教育<u>サブコース</u>） (2) 人文社会科学系長 国語教育専攻、英語教育専攻、社会科教育専攻及び総合教育開発専攻（国際理解教育コース、<u>共生社会教育サブコース</u>） (3) 自然科学系長 数学教育専攻、理科教育専攻、技術教育専攻及び総合教育開発専攻（情報教育コース、環境教育コース） (4) 芸術・スポーツ科学系長 音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、養護教育専攻及び総合教育開発専攻（表現教育コース、<u>健康・生涯スポーツサブコース</u>） [省略]

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：教職大学院の講座を総合教育科学系教授会に位置づけるため、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 （組織） 第4条 教授会は、当該学系（<u>教育実践創成講座及び施設・センター</u>は、総合教育科学系に含む。）に所属する教授，准教授，講師及び助教で組織する。 2 前項の規定にかかわらず，大学院教育学研究科（この項において「研究科」という。）の担当でない者は，研究科に関する事項の議決に加わることができない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成20年4月3日から施行し，平成20年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 （組織） 第4条 教授会は、当該学系（施設・センターは、総合教育科学系に含む。）に所属する教授，准教授，講師及び助教で組織する。 2 前項の規定にかかわらず，大学院教育学研究科（この項において「研究科」という。）の担当でない者は，研究科に関する事項の議決に加わることができない。 〔省略〕	